

日本オーストラリアン・ラブドゥードル協会 入会規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本オーストラリアン・ラブドゥードル協会（以下、ALAJ という）の定款 第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、入会について必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員種別）

ALAJ の会員の種別は、次の各号の通りとする。

(1) 正会員（個人）

オーストラリアン・ラブドゥードル（以下、AL という）を飼育、または飼育を検討している個人、または AL を愛好する個人

(2) 正会員（法人）

AL を飼育、または飼育を検討している団体、法人、または AL を愛好する団体、法人

(3) 準会員

AL によるセラピー活動を実施する法人の従業員で、当該法人との契約等に基づきセラピー活動を実施する目的で AL を飼育、訓練している個人

(4) 賛助会員

ALAJ の活動の主旨に賛同し、支援を希望する個人、団体、法人

第3条（認定ブリーダー）

正会員（個人）または正会員（法人）で、AL の繁殖を希望するか、または繁殖を行っている者は、別途定める認定審査を受けて、認定審査委員会の承認を得ることにより、ALAJ の認定ブリーダーの資格を得なければならないものとする。

第4条（会員の特典）

第2条第1項第1号から3号に該当する会員は、次の特典を得ることができる。

(1) 会員証の発行

(2) 会報誌の無料購読（年4回）

(3) AL に関する最新情報の入手

(4) 会員同士の親睦を深めるイベントへの参加

(5) 出版物などの割引購入

(6) 会員専用ページの利用

第5条（入会）

ALAJ の活動目的に賛同し、定款 第6条に定める会員として入会しようとする者は、会長の承認を受けて入会することができる。

第6条（入会申し込み）

ALAJに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1～4号）、又は、ALAJのウェブサイト上に設けられた入会フォームに必要事項を記入し、申し込むものとする。尚、正会員（法人）として入会しようとする者は、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1)登記簿謄本
- (2)会社経歴書
- (3)会社案内又は事業案内等

第7条（入会審査）

入会申し込みのあった場合、会長は入会審査委員会に審査を付託する。入会審査委員会は、入会申込書等に記載された事項及び提出された書類等に基づき、入会申込者が入会基準に照らしてALAJの会員として相応しいかどうかについて審査するものとする。

2. 入会審査委員会は、審査に当たり、所定の書類等の他に追加の資料または書類等が必要と判断した場合、入会申込者に対してその提出を求めることができる。又、必要に応じて、入会申込者に対して入会審査委員会への出席を求めることができる。

第8条（再入会審査）

一度退会した個人、団体、法人で再度入会しようとする場合の入会審査項目及び審査過程は、新規入会の場合と同様とする。

第9条（審査項目）

入会審査は、原則として下記の(1)～(3)の項目について行う。

- (1)ALAJの会員規約を読み、内容に承諾していること
- (2)18歳未満の個人の場合、保護者の承諾を得ていること
- (3)個人の場合は、各都道府県等で定める暴力団排除条例に規定されている暴力団の構成員でなく、暴力団ならびにその構成員と密接な関係を有する者でなく、法人・団体の場合は、暴力団と関係を有しておらず、かつその構成員が組織に所属していないこと

第10条（審査結果の報告及び承認）

入会審査委員会は、審査結果を記載した審査報告書を会長へ提出し、会長は、当該申込者の入会を承認するかどうかについて判断するものとする。

第11条（入会承認の通知）

会長によって入会を承認された申込者に対しては、入会承認書（様式第5号）の送付により結果を通知するものとする。入会を承認されなかった申込者に対しては、文書にて結果を通知するものとする。

第 12 条（会員契約）

入会を承認された申込者は、入会承認書を受け取った後、別途定める会費規程に準じた入会金等の支払いをもって、ALAJ との間に会員契約を締結されるものとする。

附 則

1. この入会規程は 2012 年 4 月 17 日から実施する。
2. この入会規程は、一部修正により平成 24 年 7 月 31 日から実施する。
3. この入会規程は、一部修正により平成 24 年 8 月 24 日から実施する。